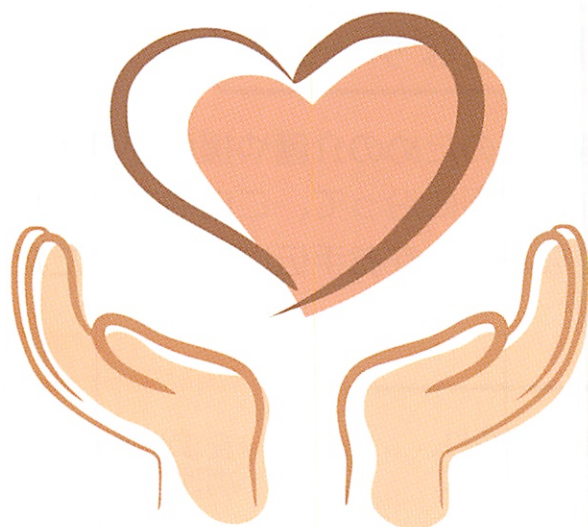


社協ヘルパーが『安心』をお届けします

心と心 つなごう 手と手



人と人とのいい出逢いを大切に！
あたたかい手と手のふれあいを大切に！

赤穂市社会福祉協議会
訪問介護事業所

住み慣れた地域で

生きる意欲を持って

自分らしい生活を実現しましょう！

ホームヘルパー利用にあたって

ホームヘルパーは「お手伝いさん」ではなく、本人の自立支援が目的です。自分らしい生活を維持し向上していくお手伝いをさせていただきます。

訪問介護で受けられる主なサービス

訪問介護は、利用者本人のための介護や援助が基本です。

ケアプランや訪問介護計画に沿って、ご自宅で本人や介護者の皆様が、日頃の生活の中で大変なところをお手伝いさせていただきます。

身体介護の例

- 食事や入浴の介助



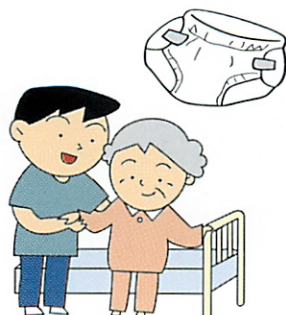
- 洗髪、爪切り、からだの清拭



- 衣類の着脱の介助



- オムツの交換、排せつの介助



- 体位交換

生活援助の例

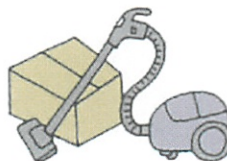
- 食事の準備や調理



- 衣類の洗濯や補修介助
(ゴムの交換・ボタン付けなど簡単な補修)



- 掃除や整理整頓



- ベッドメイク



- 生活必需品の買物



- 薬の受け取り等



介護保険制度のなかでは次のサービスは頼めません！

以下のようなサービスは、ホームヘルプサービスで受けることはできません。

直接本人の
援助に
該当しない

サービス

家族など本人以外のための家事（家族全員分の食事の準備や洗濯など）

来客の対応（お茶や食事の手配など）

自家用車の洗車や清掃 など



日常生活の
援助の
範囲を超える

サービス

犬の散歩などペットの世話

留守番

※ 留守宅でのサービスはできません。

草むしりや花木の手入れ、水やり

家具や電気器具などの移動や模様替え、修繕

室内外の家の修理、ペンキ塗り

大掃除、ガラス磨き、ワックスがけ

正月の準備など手間をかけてする調理

通院時の病院内での付き添い

医療行為

※ 訪問看護サービスなどを利用しましょう。

預貯金の引き出しや年金の受け取りなど金銭や貴重品の取り扱い

※ 福祉サービス利用援助事業や成年後見制度を利用しましょう。



◎お困りのことがありましたら、担当ケアマネジャーにご相談ください。



◇ 買物について

買物は基本的に訪問させていただいてから出かけます。

出来るだけ近隣での買物をお願いします。

持ち運びに困る大きな物品、重たい物品等の購入はお受けできません。

買物依頼の際には個数、大きさ、メーカー、値段、
無かった場合の代替品等、出来るだけ詳しくお知らせ下さい。



◇ ヘルパー個人の車に本人を乗せて、通院や買物等は出来ない事になっています。

交通機関、タクシー等をご利用ください。

◇ 訪問日、訪問時間の変更およびキャンセルは、必ず訪問介護事業所
(45-3073) までお知らせください。

ヘルパーの自宅の電話番号はお知らせできません。

◇ ヘルパー業務終了後、確認カードへの捺印をお願いします。



赤穂市社会福祉協議会

訪問介護事業所

〒678-0232

赤穂市中広267番地

TEL 0791-45-3073

FAX 0791-45-3131

*営業日 日曜日～土曜日
(但し、12/29～1/3を除く)

*営業時間 午前7時～午後9時

